

## （10-18）いつ、どこで発災しても、迅速かつ円滑に応援隊を派遣する仕組み「東京水道災害救援隊（Tokyowater Rescue）」の創設

○武井 明彦（東京都水道局） 板倉 和恵（東京都水道局）  
保永 政幸（東京都水道局）

### 1. 熊本地震への支援及び派遣経験の活用検討

熊本地震における東京都水道局への最初の応援要請は、本震翌日である 4 月 17 日にあり、内容は井戸施設の復旧であった。要請のあった日は日曜日であったが、当日中の派遣を求める切迫性の強いものであったため、速やかに設備系職員を中心とした 10 名を人選し、派遣を行った。

その後、5 月 15 日までの約 1 ヶ月間にわたり、漏水調査や管路修繕といった応急復旧作業へ工事業者を含めて計 111 名を派遣した。

今回の熊本地震への応援派遣は、被災地まで約 1,200 km といった遠方であり、かつ、度々応援要請内容や派遣規模の変更が生じる中で、可能な限り要請に応えたものであった。しかし、近年、大規模地震や豪雨災害が頻発するなか、応援要請を受けてからいかに早く応援体制を確保し、また、一定期間確実に応援体制を確保するかという点を再考するきっかけとなった。

### 2. 東京水道災害救援隊の創設

今回の応援派遣の教訓等を踏まえ、いつ、どこで発災しても、当局が応援要請に基づき、迅速かつ円滑に応援隊を派遣できる体制について検討した。

その結果、支援要請に即応できる体制をあらかじめ確保し、かつ発災初期だけでなく現地の被災状況に応じて継続的な派遣も可能とする仕組みとして、平成 29 年 2 月に「東京水道災害救援隊（Tokyowater Rescue）」を創設した。



小池都知事による救援隊創設の発表

### 3. 救援隊の概要

本救援隊は、主に、当局職員による以下の「登録制」及び「当番制」の 2 つの仕組みから成り立つものとした。

#### （1）登録制

「登録制」は、災害時の応援派遣へ応じる意思がある当局職員を募集し、所定の研修を受講した職員をあらかじめ登録する制度である。この登録者を確保することで、応援派遣時の人選の迅速化や、派遣者のレベル向上を図ることができる。

「登録制」において登録した職員は、定期的に所定の研修を受講し、派遣時には中心的な存在となることを想定している。

登録を行う分野は、次の 7 分野としている。

- ・応急給水
- ・応急復旧（調査、管路復旧）
- ・応急復旧（施設）
- ・応急復旧（設備）

・応急復旧（大規模管路） ・水質 ・本部要員（隊長補佐、連絡経理要員）

登録者の募集に当たっては、当局内で災害派遣の意思がある職員を幅広く募集するため、新規採用を除く職員を募集の対象とした。

なお、派遣時の混乱を避けるため、各職員が登録できる分野は、単独分野を原則とした。平成29年5月末時点で、登録者は約1,100名となっている。

## （2）当番制

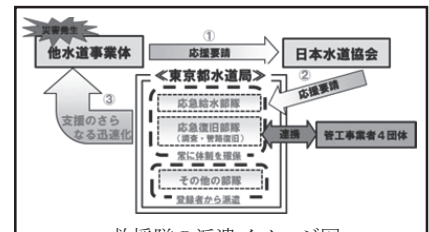
「当番制」は、より一層、応援派遣時における人選の迅速化を図るため、断水に対応する応急給水部隊として2名×5班の10名と、漏水等に対応する応急復旧部隊（調査、管路復旧）として6名×4班の24名、計9班・34名を初動部隊の標準的な準備体制として確保するものである。当番は、月ごとに関係事業所等により実施し、発災時にはその月の当番部所からまず派遣を行う。

なお、この当番制の運用による応援派遣は、初動隊及び第2次隊までを前提とし、長期の派遣となる場合、第3次隊以降の隊員は登録者を中心に適宜選任することとしている。

また、当番実施に当たっては、両分野（応急給水及び応急復旧（調査、管路復旧））の当番月が同じ事業所で重複し、過度の負担とならないよう考慮している。

## （3）工事業者との連携

応急復旧（調査、管路復旧）分野においては、特に、工事業者との連携が欠かせないことから、今年3月に工事業者の団体と被災地派遣に係る新たな協定を締結し、当局の当番部署の情報提供や連絡窓口の確認を行う等、より一層の連携強化を図った。



救援隊の派遣イメージ図

## （4）研修の実施

本救援隊「登録制」への応募者に対し、平成29年5月に、①部長級職員による応援派遣活動に当たっての教訓、②派遣経験者による「阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等」の応援活動内容及び派遣からの学び、③派遣マニュアルの概要について、研修を実施した。本研修は、被災地派遣に当たっての心構えや把握すべき内容を本救援隊の登録予定者が習得し、派遣者のレベルを向上させることを目的としており、3年ごとの本研修の受講を登録更新の条件としている。

なお、追加応募者に対しては、随時、研修を行う予定である。

## 4. 今後の展開

いつ、どこで、どのような規模で災害が発生するかを事前に予測するのは困難である。

しかし、本救援隊の創設により、熊本地震のように国内で大規模な災害が発生し当局へ応援要請があった場合には、率先して対応し、迅速な支援に努めていく。

また、平時より、他事業体との合同防災訓練等へ積極的に参加し、被災地でより実践的な活動が可能となるよう、運用を図ることとしている。

こうした応援活動に係る職員の貴重な経験を、今後の災害支援強化に活かすとともに、切迫性が指摘される首都直下地震や南海トラフ巨大地震等への備えにつなげていく。